

MCCP 移行計画書

文書番号	2504-18
作成日	2025 年 4 月 1 日
最終改訂日	2026 年 7 月 16 日
改訂内容	COP12 決定、化審法施行令の公布・施行日および弊社の移行状況を反映

1. 目的

本計画書は、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）に関する国際規制および国内法令の最新状況を踏まえ、弊社製品の該当状況、MCCP 不使用処方への切替方針、在庫品の取扱いならびにお客様・お取引先への情報提供方針を明確化することを目的とします。

弊社は、適用除外を前提とせず、**対象製品を MCCP 不使用の新処方へ全面的に移行する方針**です。

2. 担当官庁の最新公表情報および国内規制の状況

2026 年 7 月 16 日現在、MCCP に関する国際的な決定および国内法令の状況は、以下のとおりです。

- **2023 年 4 月**：MCCP が化管法（PRTR 制度）の対象物質として追加。
- **2024 年 9 月**：残留性有機汚染物質検討委員会第 20 回会合（POPRC20）において、MCCP をストックホルム条約附属書 A（廃絶）へ追加するよう締約国会議へ勧告。
- **2025 年 4 月 28 日～5 月 9 日**：ストックホルム条約第 12 回締約国会議（COP12）において、MCCP の附属書 A への追加を決定。
- **2025 年 6 月 20 日**：厚生労働省・経済産業省・環境省の 3 省合同会合において、MCCP を化審法の第一種特定化学物質に指定することが適当と判断。
- **2026 年 5 月 19 日**：MCCP を第一種特定化学物質に指定する化審法施行令改正政令を閣議決定。
- **2026 年 5 月 22 日**：改正政令を公布。
- **2026 年 11 月 22 日**：MCCP の第一種特定化学物質への指定および MCCP 使用潤滑油等の輸入禁止措置が施行予定。

2-1. 規制対象となる MCCP の定義

改正政令における MCCP は、「ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が 14 から 17 までのものであって、塩素の含有量が分子量の 45%以上のものに限る。）」と定義されています。

2-2. 施行後の主な規制内容

- MCCP は化審法の第一種特定化学物質となり、製造および輸入は許可制（原則禁止）、使用は制限の対象となります。
- MCCP が使用されている潤滑油等は、政令指定の輸入禁止製品となります。
- 弊社では、2026 年 11 月 22 日の施行日をまたず、**2026 年 4 月末時点で、MCCP を使用した旧処方品の新規製造は終了**しております。
- 弊社が化審法の担当官庁へ確認した範囲では、**施行前に既に製品化された国内在庫品について、今回の指定をもって直ちに回収・廃棄または国内販売禁止の対象となるものではない**との説明を受けています。
- ただし、お取引先様の自主管理基準、納入仕様、輸出先国・地域の規制は別途適用されるため、個別確認が必要です。

3. 対象製品と MCCP 含有状況

以下は、旧処方において潤滑性能の向上を目的として MCCP を使用していた対象製品です。現在は新規製造分（製造ベース）はすべて新処方となっています。また製品ごとに在庫（旧処方）分から順次出荷しているため MCCP 不使用の新処方へ切り替え時期（出荷ベース）は、製品ごとに異なります。

・LS ベルハンマー原液（80／300／1000／4000ml）	・LS ベルハンマーGP スペシャル原液
・LS ベルハンマースプレー（100ml／420ml）	・LS ベルハンマーSUPER GP スプレー
・LS ベルハンマーグリース No.0／No.2（各 50～420ml）	・ベルハンマーセブン
・LS ベルハンマーグリーススプレー（100ml／420ml）	・ベルハンマーライト
・LS ベルハンマーGOLD 原液（80／300／1000／4000ml）	・ベルハンマーファントム
・LS ベルハンマーGOLD スプレー（100ml／420ml）	・ベルハンマーマリン
・LS ベルハンマーGOLD グリース No.0／No.2（各 50～420ml）	・ベルスクーター

※成分情報（含有有無、含有率、CAS 番号等）は、製品・製造ロットおよび開示条件を確認のうえ、必要に応じて個別にご案内します。

4. 代替品の開発および移行計画

弊社では 2024 年 6 月より、ストックホルム条約、GADSL、REACH 規則、RoHS 指令、化審法および化管法等への適合を考慮した代替原料の評価を進め、2024 年 12 月から製品試験を実施してきました。

候補原料については、法令適合性、潤滑性能、耐荷重性、耐摩耗性、材料適合性、安定性および量産性を確認し、現行品との性能差を可能な限り小さくすることを基本方針としています。

- 2026 年 4 月末 : **MCCP を使用した旧処方品の新規製造を終了。MCCP 不使用の新処方品へ順次切替（製造ベース）を開始**
- 2026 年 8 月中旬以降 : **LS ベルハンマーGOLD スプレー420ml が切り替わる（出荷ベース）予定**
 : **ベルハンマーセブン・ベルハンマーライトが切り替わる（出荷ベース）予定**
- 2026 年 9 月中旬以降 : **LS ベルハンマースプレー420ml が新処方切り替わる（出荷ベース）予定**
- 2026 年内 : **全対象製品の新処方への切替（出荷ベース）完了を目標とする。**

商品ごとの切り替わり時期（出荷ベース）については、随時ホームページにてアナウンスします
ユーザー様から個別にお問合せいただいた場合は使用商品の切り替え予定時期についてお伝えします

供給スケジュールに関する留意事項：原料調達および国際物流は中東情勢等の影響を受ける可能性があり、製品ごとの切替時期が前後する場合があります。施行日までに新処方の供給準備が整わない製品については、旧処方を新たに製造せず、供給時期を調整または一時停止することで法令を順守します。

5. MCCP 含有旧処方品の在庫取扱い

- ・施行日前に製造した旧処方品は、製造ロットおよび在庫数量を管理し、適切な保管・出荷管理を行います。
- ・担当官庁への確認内容を踏まえ、2026 年 11 月 22 日以降も、旧処方の国内在庫品は在庫がなくなるまで販売対応を継続します。
- ・流通在庫の関係で旧処方品と新処方品が一定期間併存すると想定しています。
- ・新旧処方の識別は、製造年月表示、ロット番号、容器への印字・刻印等により行い、確認方法は製品ごとにご案内します。

6. お客様・お取引先への情報提供

- 製品ごとの切替状況（出荷ベース）は、弊社ホームページ等で順次公表します。
- 本件についてお問い合わせをいただいているお客様・お取引先には、一般告知に加えて個別にご連絡します。
- 新処方品の SDS および性状表は、製品切替に合わせて順次整備・提供します。
- ご要望に応じ、MCCP 含有証明書、MCCP 不使用証明書または代替品切替証明書を、準備が整い次第発行します。
- 成分の CAS 番号等の詳細情報は、開示目的および管理条件を確認のうえ、必要に応じて個別に対応します。

7. 備考

本計画書は、日本国内の法令および担当官庁の公表・確認情報に基づくものです。海外規制、お取引先様のグリーン調達基準、業界基準または個別契約上の要求については、別途確認が必要です。

法令、行政解釈、原料調達状況、製品開発および量産評価の進捗に変更が生じた場合は、本計画書を随時見直し、必要な情報を改めてご案内します。

8. 参考情報（担当官庁等の公表資料）

- [環境省「ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について」（2025 年 5 月 13 日）](#)
- [環境省「令和 7 年度第 3 回 3 省合同会合 議事要旨」（2025 年 6 月 20 日）](#)
- [環境省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について」（2026 年 5 月 19 日）](#)
- [経済産業省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました」（2026 年 5 月 19 日）](#)
- [厚生労働省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました」（2026 年 5 月 19 日）](#)

以上